

明石市公共施設再生可能エネルギー導入可能性調査検討業務委託 仕様書

本仕様書は、公募型プロポーザルを実施するにあたり、最低限の要求事項を示すものである。なお、提案を受け付けるにあたり、要求事項に対する手法や本仕様書に記載していない独自の提案、計画実現性を高めるための具体的な提案がされることを期待する。

1. 業務名称

- (1) 業務名 明石市公共施設再生可能エネルギー導入可能性調査検討業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年2月28日（火）まで
- (3) 実施場所 明石市内

2. 目的

明石市（以下、「市」という。）では、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、2021年度に市域全体において再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）を最大限導入する目標の検討をおこない、「明石市再生可能エネルギー導入ビジョン」としてとりまとめた。

公共施設においては、国が2021年6月に策定した地域脱炭素ロードマップで示されるとおり、2030年には設置可能な施設の50%へ太陽光発電を中心とした再エネ設備の導入を目指している。今後、公共施設への効果的・効率的な再エネ設備導入を図っていくため、本業務では「明石市公共施設再生可能エネルギー導入可能性調査検討業務委託」を実施するものである。

3. 業務内容

(1) 目的等の情報整理

地域の現状や課題等の基礎情報を収集・整理するとともに、再エネ設備の導入により生じる課題等の情報を具体的かつ適切に整理する。

- ① 地域の基礎情報の収集・整理
- ② 太陽光等再エネ設備導入を実施するにあたり生じる課題の整理、現状分析

(2) 地域特性、環境特性等の調査・検討

地域特性や環境特性等について、地域の個別の状況を適切に踏まえて調査・検討する。

- ① 考慮すべき地域特性・環境特性の調査
- ② 建築物や周辺環境等の確認のための現地調査

(3) 設置施設・場所・負荷等の調査・検討

設置施設・場所・負荷・規模等について、将来の設備導入も踏まえた上で、具体的かつ適切に調査・検討する。

① 再エネ設備導入施設及び導入場所の選定基準検討・明確化

② 法令確認の実施

③ 設置施設の構造的視点・建築的視点からの検討

※ 一級建築士等の有資格者の知見や建築基準法等の法令の観点から検討

(4) 発電量・日射量等の調査・検討

発電量・日射量等について、将来の設備導入も踏まえた上で、具体的かつ適切に調査・検討する。

① 再エネ設備導入施設・場所における発電量・日射量の調査・検討

② 再エネ設備の設置位置・接地手法・導入可能量の調査・検討

(5) 地域の経済・社会にもたらす効果等の分析、事業採算性の評価

再エネ設備を導入することによる地域の経済・社会にもたらす影響を分析するとともに、事業採算性を調査・検討する。

① 再エネ設備導入によるイニシャルコスト並びにランニングコストの検討

② 再エネ設備導入方法による事業採算性の比較検討

③ 再エネ設備導入により地域の経済・社会にもたらす効果等の分析

4. 特記事項

(1) 本業務は、環境省「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）応募申請書（第1号事業の3）」（以下、「補助事業」という。）の交付を受け実施するもので、同補助金交付規程の定めに従い行うものとする。

(2) 市は、地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、地球温暖化対策計画（地域施策編）の改定を、令和4年度中に行う計画である。

改定作業については、本業務の内容に含むものではないが、本業務の成果を反映させる必要がある等の関連性が深いため、改定事業との内容及び決定スケジュール等との整合性が図られるよう、市と調整を行うこと。

5. 仕様の変更

(1) 市はやむを得ない事情により仕様を変更する場合には、あらかじめ受託者の承諾を得ることとする。

(2) 仕様書の内容に疑義が生じた場合及び記載されていない事項が生じた場合は、速やかに市と受託者が協議して定めた上、受託者は市の指示に従うこと。

6. 検査、引き渡し及び支払い

(1) 検査は受託者立ち会いのもと、市が行うものとする。

(2) 検査合格後は速やかに成果物の引き渡しを行うこと。

- (3) 受託者は補助事業の申請に遅滞が出ないよう、履行期間完了日までに委託者からの支払いが完了するよう業務を進めること。

7. 成果物

受託者は検査に合格したとき、以下に定める成果物を遅滞なく市に提出しなければならない。

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| (1) 業務報告書 | 2部 |
| (2) 上記(1)に関連する各種検討資料 | 一式 |
| (3) 協議録 | 一式 |
| (4) (1)から(3)までの原稿電子データ | 一式(PDF版及びWord・Excelデータ) |

8. 納入場所

明石市環境創造課(明石クリーンセンター内)

9. その他

- (1) 受託者は市と十分に協議を行いながら本業務を実施することとし、その都度、協議録を作成し市担当へ提出すること。
- (2) 本業務の進行や提案内等は、市担当の承諾を受けた上、進めること。また各書類についても同様とする。
- (3) 本業務に必要な資料のうち市が所有するものは受託者に貸与する。この場合、受託者は貸与を受けた資料について、業務完了とともに市に返却することとする。また貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。
- (4) 本業務の成果物に関する一切の権利は市に帰属するものとする。
- (5) 受託者は本契約を履行する上で知り得た情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (6) 受託者は市の承諾なしに業務内容及び成果物を、他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。
- (7) 受託者の責において第三者に被害を及ぼした場合は、受託者の負担により対処するものとする。
- (8) 業務完了後に過失・疎漏等により不良箇所が発見された場合は、市の認める修正及びその他必要な作業を受託者の負担で行うものとする。